显近、

各地の温泉地が観光ブームに乗って、

温泉の開発を行っているが、

それと並んで温泉の集中管理を行うところが

# 南九州の温泉権に関する 研究(二)

温 泉の集中管理の実態とその法律関係

石

神

兼 文

みたい () 多い。別稿において、入会温泉権の古典的形態とその解体について実例を述べたが、旧慣温泉権が近代法体系の下に解体す もともと地域住民の旧慣による入会的温泉権であったのであるが、近代法体系の下において正当な位置づけをもたないこと が近時注目をひいている集中管理の実態を明らかにすることによって、温泉に関する法律関係解明の一つの足かがりとして 管理経営として存続しているものの二つがあることをみてきた。本稿では、二の市町村公営の温泉について、 のゆえに、また、 用という私法的関係は、民法の他にそれについての特別の立法がないためにかならずしも明確でない。 る形態として、一は個人業者の手に移り私有財産として定着したもの、二は温泉権一切を地元市町村有に移し、 入会温泉権を支える社会経済的条件の推移によって、旧慣上の温泉権は解体、 変質の方向をたどるものが 温泉の支配・利用は、 その管程方式 公営による

温泉についての法律関係は、温泉行政の公法的面と温泉を財産権として保障する私法的面とがあるが、温泉の支配、利

はじめに

論

するものが多い。

その場合、

受給関係の成立およびその内容については、すなわち、

集中管理した温泉をもって公衆浴場・旅館などに給湯事業を行うことを目

受給権の発生、

分湯料金すな

ち

使用 的と 管理の法律関係はいろいろの形態のものが存在し複雑である。

地方自治体が温泉の集中管理を行う場合、

るが、

その根拠法が

ないだけに温泉の集中

ているが、 不馳れの地方自治体の管理経営であるため、 に管理を集中する場合などがある。鹿児島県においては、 泉を統合管理しているものがもっとも多く、 多くなってきている。その場合、 それと同時に集中管理に伴う法律上の問題点があり、 管理主体としては、 また協同組合という組織に温泉を集中して行う管理形態、 必らずしも順調な企業ベースにのっているとはいえない経営上の問 市町村・財産区などの地方自治団体が主体となって公営事業として温 六つの地方自治体が温泉の集中管理を行っているが、 地方自治体はこの管理関係を条例という公法形式によって あるいは、 企業経営に

につい 政解釈では、 に地方自治体の営造物の利用関係ということになるが、その法的性質について、 公有源泉による公営の給湯を行っているが、 取扱うだけの合理的根拠はないから、 をもっているが、営造物の管理・利用は、本来権力の行使を本質としない関係であり、私人の所有する財産施設と区 は私法関係と解する。 本稿で取上げる樋脇町、 ては条例によって規定されているという公法的形式をとっており、また地下資源としての温泉保護という公共的目 その徴収法などについては、 地域内の源泉を集中して独占的に給湯事業を行っており、 おいては、 また、 学説判例の中でも公法関係説をとるものもあるが、学説の多数説および判例の一 温泉の集中管理における分湯受給関係は、 九自治体(一市八町)が公営の給湯事業を行っているが、大きく二つのグループに分けられる。 入来町がこのグループにある。 基本的には私法関係であるとの見解の上にたって、集中管理の法律関係を解明する。 条例によって規定するのが普通である。 同地区内に民営の給湯事業も並存しており独占的性格をもたないところであ 同じく公営の給湯事業でありながら独占性にこのようなちが 町有財産 いわゆる温泉の集中管理を実施しているところであっ (営造物) 公法関係説と私法関係説 そこで、これら温泉の利用関係は、 の利用であり、 利用関 般的見解 とが 係の あり、 は、 成立. 基本的に 従来行 一別して 一は、 内容 般的 より、

それを通じて温泉に関する具体的権利関係を明らかにしてみたい

り、 たの が が が 体による温泉の集中管理を行うことに対する民間温泉業者の抵抗が大きい。二のグループは戦後の観光ブー 観光温泉地として急激な膨張をとげ、 生じているのは、 比較的狭 積極的に集中管理、 源 泉が広汎に分布しているため集中管理が行政上も技術的にも困難であるのに対して、 戦前のたたずまいに急激な変化がなくかえって衰微の途をたどっているため、 源泉の数も多くないので集中管理が容易であったこと、 次のような客観的事情に因るものである。 給湯事業を実施したものである。 民間業者による新源泉の掘さく、 したがって、 7 管理事業をもっとも効果あらしめるために独占的 一のグループの温泉地は、 民営の配湯業が無統制に族出し、 (ロ) 一のグループは、 この温泉地振興の手段とし <u>ー</u>の 戦後の観光ブー グ 温泉の湧出量 ル 1 プ 今になっ は温泉 ・ムに のら が豊富であ L て行政 K . の っ Ts. 出 7 Œ

内の とは、 る。 入来は副田温泉 ケ町について、 をとるに至っ 泉慣行秩序によって規定されており、 ることによるものである。 湯治客を集めて 温泉地の泉質のちがいに因る技術上の問題であるが、 を実施したことに 温泉地として同じような歴史をもち同程度の規模をもった二つの隣接する温泉地が、 第二のグループの集中管理を行っているものの中から、 温泉に関する規範秩序がその地域的条件によって規定されることを示していることである。 たのは当 その集中管理の実態と法律関係を明らかにしてみたい。 (のちに入来温泉) 賑わった歴史をもっているが、 然である。 非常な興味をもって調査してみたが、 次に、 の名で農漁民の湯治湯として古くから知られている温泉地であって、 **樋脇・入来両町における温泉集中管理の実態とその法律関係を対照的に眺めてみることに** また両地域住民 近時の農山村の過疎化現象の (温泉業者を含めて) 管理権 両町の 昨年 ・利用権など法律関係のちがい 集中管理は (一九六九年) この隣接する二ケ町 の温泉に対するちがった規範意識に支えられ かならずしも内容的に同じで 集中管理を実施した樋脇町と入来町 余波をうけていることも類似 時を同じくして町による温 Ō 温 泉は、 は まず、 両 樋脇 共に戦前 地に 配湯方式の は市 お ける旧 には広く県 比 事 来の ちが そのこ 情にあ

説

# 二 樋脇町市比野温泉

初年に た。 落の共有名義に移すと共に、 が怠慢となり、 部落民の共同所有名義となり、二つとも市比野の部落民が管理利用してきたが責任者が不明確のため温泉と浴場の管理 が寛永年間 について樋脇村史によると、 浴場を建てこの年の干支にちなんでこれを「戊申湯」と称した。この市比野・塔之原両部落共有の時期においては、 落有の温泉に関する権利その他の温泉施設一切の所有権が村に移され、それ以後は村が村有財産としての浴場の管理経営を 員の代表は樋脇村長となっており経費面において村の援助があったようであるが、 実際の温泉管理は両部落が行なってお って、その後その場所に村で差掛小屋を作り部落民の共同風呂ができ、 た。 ってひなびた面影を残した温泉街である。入来温泉とならんで北薩地方での古くからの温泉地である。 両部落民の入湯は無料であった。<br />
大正十二年(一九二三)<br />
政府の部落有財産統一<br />
政策により、 明治の終り頃になると村外からの浴客も増え浴場も狭隘をつげてきたので、明治四十一年上の湯の近くになお一ケ所 地租改正の時(この地方では明治十二年)、上の湯の土地は市比野村代表者笹原氏の所有名義となり、 「下の湯」にも浴場が設けられたがこれは「二才湯」と称して、 沿革 (一六三八─一六四○)にこの地に狩猟に来た折、 村の補助によってようやく浴場を維持してきた。明治二十二年この二つの温泉の所有を市比野と塔之原 鹿児島本線川内駅から支線宮之城線に乗換え三十分で樋脇駅に着く、温泉は駅から約四粁離れて、 樋脇村の地は旧藩時代薩摩藩主島津氏の直轄地であったが、第二○代藩主島津光久 両部落から管理委員二名ずつを出して四名の委員で浴場の修理営繕一切を行ならよらに 土地の郷土の案内で湯浴みをした場所が現在の「上の湯」であ 部落の青年(二才衆)の手によって管理が 明治の時まで部落による管理が続いてきた。 樋脇村においてもこの 市比野温泉の 下の湯の土地は なされ 樋脇 明治 河部 別に

このように市比野温泉は、 明治の初めから約五〇年間の部落の共同支配の時期があり、 大正十二年から以降は村が村有財 行ならよらになった

すものである。

いるが、 きたという実績がある。 産として温泉と浴場を管理してきた歴史をもっているが、 村有に移管後は村の分湯規程に基づいて村長の分湯許可を得なければならないことになっている。 部落共有時代においては、 管理者代表 両部落共有時代の明治年間 (村長)と受給者との間に簡単な温泉分与契約を取り交して から旅館業者に対して分湯を行なって 昭和三十三年四

管理 呼ばれる源泉が古くから存在することである(温泉法の規定する温度二五度をこえるが四○度~三○度の温度を有するもので、 温泉台帳に登録されているものが一七口ある)。 この 温泉井戸は、 月の温泉管理使用条例によると、この時すでに二六軒 あって、こんどの集中管理実施に当って、 もその分湯が明治の頃 れら温泉井戸の所有者が温泉水を採取利用する権利すなわち温泉権を有することはいうまでもないことであって、 落の共同井戸として管理利用されていたのが あるが、 つぎに、 一と関連のあることは後で述べるとおりである。 その湧出地の このように村有源泉の他に、 市比野温泉の歴史において特徴的なことは、 所有者の個人有となったものと、 から契約によって認められていたことは、 町の支配の及ばない個人有の源泉が早くから存在していたこと、 その法律関係の内容が入来町の場合とは異ならざるを得なかったことの背景をな (現在でも井戸からタンクに揚げて附近の数戸がこれから引湯してるものが二ヶ所あ この他に、 その後新しく自分の個人所有地内に掘さくした温泉井戸とがある。 (営業二一、家庭用三、共用栓三) に対する分湯を認めてい 浴用以外の飲料その他雑用水を採収するための通称「温泉井戸」と もともと部落住民の飲料その他家庭用水として、 戦後旅館営業者が内湯用として掘さくした個人有 温泉に対する村の独占的支配の態勢を弱くしているもの 村有源泉につい 0) 源 町の集中 泉が 現在

慣による部落の共同支配秩序の解体が早くから始まっており、 法体系の中に組み込まれていたことがわかる。 温泉集中管理実施前の市比野温泉の概況 沿革においてみてきたように、 集中管理の実施前に 市比野温泉の温泉権秩序は、 おいて、 温泉の 権利関係の大部分が近 ての

7 町有源泉権 もっとも古くからの上の湯と下の湯の二つの湯源が、 大正十二年部落共有から村有財産に 移って カュ

論 説 による温泉管理は、その所有する源泉の湧出泉の採取・利用についての支配権であって、 集中管理実施まではこの二つの源泉によって公衆浴場の経営、旅館業者への配湯を行なってきた。しかし、 対してもすべて町が支配しているというものではない。 この源泉に対する部落集団による旧慣上の温泉支配権能は解体消滅して、行政主体としての村が管理支配し、こんどの かつての部落有時代においては、 この地域内の未湧出の地下泉源に 湧出泉だけでなく地下泉源につ

ても部落集団の支配が及んでいたものと考えられるが、

村有以降特に戦後においてはそのような慣行上の

規範は全く消滅

による個人の自由掘さくへの規制力が、村有となってからもなお働いていたのが、 たものであって、 て地域内の個 し、またそのような住民の意識もない。このことは、後で述べる入来温泉の場合とは対照的であって、 いずれも昭和二十四年以後になされたことからもわかるように、 個人の源泉権 人による掘さくを規制する統制力がないことになる。 地盤所有権を伴う完全な包括的支配を内容とする温泉所有権である。 旅館が所有する八口の源泉は、 戦後昭和二十三年温泉法が施行後、 戦前までは、 部落共有時代の地下泉に対する共同体的文配 戦後になって部落の共同体秩序が崩壊す この旅館業者による内湯掘さくが、 掘さく許可を新て新規掘さくし 町の集中管理に当っ

その所有地内の井戸掘さくがなされ、温泉台帳上も個人有として登録されており、 等の雑用水として使用されているが、もともと部落住民の共同井戸として掘られたものである。 である。 他に温泉井戸一七口があるが、 したがって、 町有温泉の掘さく、 普通深さ四メートル位の掘井戸で、最高四○度から三○度位の温度を有し、 動力汲み揚げによって影響をうけた温泉井戸所有者から補償給湯の申 温泉井戸所有者は法的に温泉権 しかし、 その後個 出 飲料 がなされ 0) 人による 所有省

個人の温泉掘さく制限も解放されてきたことがわかるのである。

集中管理以前の に対して分湯してきたが、 分湯 一従来、 その配湯法は、 町有上の湯源から二〇軒 貯湯槽から自然流下式で送湯し、 (町営公衆浴場一を含む)、 個人有の配管施設で給湯をうけるいわ 下の 湯源 か ら 九軒 (町営公衆浴場二 たのは当然である。

を始め八月から集中管理をスタートしたのである。

0) 出しっぱなしで、 内で受給者が自主規制 年頃から全般的にこの地区の であるので、 ゆる「たこ足」配管式であった。 差が ちじるしかった。 B っとも客の利用する時間、 全体として非常に効率の悪い利用形態であった。 や時間 貯湯槽に近い受給者は五○度以上の 給湯をするか、 温泉湧出量が減ってきており、 この配湯方式にはこれまで次のような欠点があった。 もっとも客の多い週日とか季節に温泉の不足を来すことがおこり、 または受給者相互間 冬期に温泉の絶対量が不足しがちであった。 温度、 で湯の融通をはかることもできない。 c, 毎 貯湯槽からの遠近によって受給先での温度と流 分四〇リ ッ ŀ ル以上の湯量があるのに、 a 各受給者への配湯量 お湯は þ 夜昼 絶対量 貯湯槽 ř は 昭 か 定流 ま 0) 和 觤 カヽ 出 わ py ず 囲 -1.

遠く 管理について研究し計画をたて、 源としての温泉をもっとも効果的に活用する方法が考えられたのは適切な政策の方向といえよう。 下に悩む過 てた基本的 解消するとともに、 7 離れるほど温度がさがり湯量も少なくなるという不公平があった。 集中管理 集中管理実施の状況 目的 疎地帯であるが、 の目 は 的 過疎地域の産業振興対策としてである。 従来の配湯方式の不合理性と不経済性をなくし合理的 集中管理 地域産業を振興すると共に町財政の健全化にも役立たせるために、この その事業資金干二百万円は公営企業金融公庫から借入れて、昨昭和四十 の直接的目的は、 近年減少傾向にある市比野地区の温泉湧出量をふやし配湯量 樋脇町も他の一般農村と同じように人口流出 一経営を行なうことであっ 昭 たが、 地域 和四十二年頃 ·四年四 ĸ 町 と農業の 恵まれ 己がこの 月 た地 生産 から工事 から集中 計 O) 不足 下資 性低 をた を

環配管方式(ループ方式) 集中管理の配湯方式 をすべて ルー を採用した。 プ式の本管につなぎ、 現在町有の四つの源泉 温泉をすべて集めてループ管を通じて送湯するこの方式は、 このル (従来の二源泉に加えて集中管理にそなえて新開湯源と下湯原湯源の 1 プに組み入れられた温泉は動力ポンプで圧送されると 従来のたこ足配管の 源 泉を

と比べて熱損失と利用率にお

Ų

て格段の合理性を有する。(イ)熱損失については、

たこ足配管の場合タンクからもっとも

用してから、

湯の利用効率は格段に良くなり、

年間でもっとも使用度の高い冬期(十二月~二月)

無駄な湯量を汲み揚げないようになっている。

(一分間一〇〇〇リットル)

の約半分の給湯で事足りた。

このように すべての利

においても、

この

配湯方式を採

施設の使用

湯量

集中管理下にある四湯源の湧出量

次に、

温泉の供給を受けようとする者は、

いても、

定量を自動的に揚湯する装置を設置してあり、

論 説 遠い ては送湯して使いきれなかった湯は循環して集湯槽に集めそれを貯湯槽に送湯して再び配湯する。 を保つことが可能である。 利用施設では四二度位に低下することがあったが、ループ式ではタンクから遠近にかかわらず常に四七度~五〇度の温 (ロ)利用効率については、これまで非利用時の湯は放流して捨てていたものを、 また源泉からの揚湯に ル Ì プ 式に 法 9

用 ループ方式採用の効果はまことに顕著であって、この余った湯について新らたな利用方法の可能性がでてくるのである。 が

町の 供給管(ループ式の木管から受給者の敷地一米までの支管は町が施設する)

泉というものは、 利用の湯量に応じた合理的使用料金となるので、従来の料金制度についての不公平が解消されることになる。 を計量する仕組になっているので、受給者は必要度に応じて湯量を調節することができる。このメーター制採用により実質 引湯する受給装置を自己の費用負担で設置するが、 の定額料金制をメーター制にかえたことに対して旅館業者から次の二つの理由を根拠として反対がおこっている。 いつでもお湯がとうとうと流れているところに存在価値があるのに、 それには町が貸与する計量器(メーター)を取りつけて、 お湯を調節してケチケチしてい しか その使用湯量 Ļ は ては 温

温泉のムードが出ないということ、二はメーター制による新料金が従来より随分高くなったことに対する反対である。

# 集中管理における法律関係

7 は地上に湧出した温泉については管理支配が可能であり、 このような意味で温泉に対する人の管理支配の仕方について社会的承認すなわち温泉の権利秩序が成立する。(III) 地下泉に対する支配秩序=個人の掘さくに対する規制 を有する天然の地下水をいらのであるが、 温泉が利用価値すなわち財産価値を有するゆえに人の管理支配の客体と まだ湧出していない温泉に対しては支配が不可能である。 温泉とは、 一定程度以上の温度を有し特殊 0 利 用 価 値 般に (交

範である。(四) なお が、 基づく新規掘さくが旅館業者の手によって六件なされた。 温泉地区においても、 間 地 内に まだ存在してい 個別労働力によらない天然産出物については、 部落集団 将来地 この が ような慣行規範の存在してい 定地区内に湧出するすべての温泉を部落の共同所有物として総有的に支配管理しているところでは、 に湧出するであろう温泉に対しても部落が支配力をもつことが潜在的に承認されることが多い。 たとのことである。 そのような個人の掘さく禁止の慣行が、 しか Ļ る地域では、 戦後そのような旧 個人の支配を否定して地域住民の共同所有とする入会権としての こんどの集中管理以後においても二件の新規掘さく申請 個人の温泉掘さくは禁止も 古い部落共有時代だけでなく村有となってからも戦前 . 慣秩序がすべて崩壊してしまってお しくは制限されることになる。 ŋ 戦 後の温 それ か 慣 出され までは その 比 行 1.1 野 规

が、 てい 見を述べることもできな 制がとられているところもあるようであるが、 同体的社 掘さくに対する規制 的支配者としての立場 こんど町が のように、 者所有の 会規範 書に 源 町長の意見書を派付するが、 のなお存在しているところでは、 地 ر ا آ 光 泉湧出量 域 の必要が生じてくる。 |振興という公益目的をもって集中管理を実施してそれを効果的 1野温 から意見を述べる慣行の裏付けもなく、また、 泉地域にあっては、 が減少したことを理由とする換掘申請であるが、 例えば、 Μ 温泉経営者 しかし、 それは既存源泉所有者の一人としての意見書であって、 個人の新規掘さく制限の旧慣秩序は 本町の場合はそのような規制もとられていない。 県知事に対する温泉掘さく中 現行温泉法においては、 (既存源泉所有者) からの 集中管理の独占的事業を効果あらしめるため その減量分につ 掘さく申 町村の行政的規制はむつかし 詩に 門長の 解体したものとみなさなけれ ならしめるためには、 iμ は 一承認を必要とするなどの い Mſ ては町 有源泉の 掘さく申請者が県知 から かっての ポンプアッ あらため 無償給湯をするこ 地下 ただ、 ば プに 泉 なら 制 7 に反対意 個 の総有 -17 限 地 と統 人 共 0)

温 泉の集中管理を効果的に実施するには、 限られた地下泉源の合理的な利用であり、 その 地区内に お l, 7 個 人の 掘さくの

ts

とによって掘さくを思いとどまるよう話し合いが進められているがなおまだ妥協は成立してい

中管理事業の難易がちがってくるといってよい。

説 自由 例による掘さく制限が許されないから、 規制によらなければならない。しかし、 「を規制することが必要であるが、それは私的土地所有権の制限となるので、 そのような制限の根拠法規をもたない現行法のもとでは、 したがって地域社会の温泉に対する伝統的な旧慣支配秩序の存否、 国家法による地下資源の保護のための法的 地方自治体といえども条 強弱によって集

て、 無断譲渡、 町長の受給許可を受けて温泉受給権を取得する。 温泉受給者の権利―受給権の成立とその法的性質 または使用料滞納その他条例にきめられた義務に違反したときは、 医師・保健センターなどの特別供給の二種あるが、 また、 受給者は条例によって決められた使用料を納入する義務がある(条例八条)。 この受給者の権利は町長の許可をうけなければ他 料金の区分があるだけで法的には区別はない)、 温泉の供給を受けようとする者は 町長は温泉の供給を停止することができる (旅館・公衆浴場など業務用 町温泉管理条例 受給者が受給権 人に 渡しては によっ 15

て継続的に配湯給付を請求する権利を有し、 と本質的な差異はないのであるから私法関係であると解する。 の決定は一定の要件を具えた者についてのみ許可される)。 給をはかるという公共の目的のために設置した営造物であって、その組織、管理については条例による公法的規制をうけ 9 基本的見解に基づいて、 条例によって規定された分湯受給権の性質については、 有源泉と配湯供給装置 の管理条例によって規定されている。 その利 用関係の設定―受給者の決定は町長の許可を得なければならない 次のように、 (集湯槽・送圧ポンプ・配湯本管・支管) 温泉受給権は私権としていわゆる第二次温泉権であると規定する。 その権利は町長の許可を得て他人に譲渡することができるのであって、 しかし、 また使用料金額徴収法、 その手続によって成立した利用関係については、 まず公法上の権利か私法上の権利かの問題が 利用者は、 などの財産は、 営造物たる配給施設の管理主体としての町に対 受給者の義務など配湯施設の 行政主体である町が温泉の (限られた温泉資源の保護のため受給者 あるが、 私 集中管理され 利用条件等につ 有の 施設 前に述 適 0) た四 べた ることになっ

が 債権であることを否定するものではない。 K るなど公法的制限限をうけた私法上の権利であるということができる。 、あった場合には温泉の供給を停止することができること は私法上の債権である。 ては条例で規定された料金を徴収することなどは、 したがって、 温泉受給権の移転について町長の許可を効力要件としていること、 ただ、 管理主体としての町長は受給者において料金の滞納その他条例に違反行為 (条例二一条)、 般の 施設の利用と同じ性質のものであって、 および違反者には過料の制裁を加えることができ 受給者が また温 温泉 使 私 用 0) 料

には、 としては、 為による損害賠償責任が問題となる。 (五) する地域集団の支配秩序が解体しているところでは、 響者に対して、 源 ら既存の個人有 は前述したが、 人有の既存温泉の涸渇もしくは湯量の減少・温度の低下などの影響が生じたときは、 ために、 :泉の動力装置設置の際にもY荘とS荘の源泉に影響があってその当時からこの二旅館には分湯してきた。こんど集中 町 補償給湯 側 町と被影響者との間で無料給湯契約を締結して、 下湯原湯源の掘さくによってM旅館O旅館所有の源泉とH の故意・ その減量分について補償給湯を行なうことになった。 集中管理実施のために町がなした新規掘さく 源泉の湧出量に影響がでてきた。 過失の有無を問わず、 町が 温泉集中管理を実施する以前から個人有の源泉が二六口 そこで、 影響をうけた既存源泉者に補償給湯をすることになってい 町は集中管理を実施するに当って、 もっとも、 地域団体としての町が行なった掘さく工事、 無料給湯量、 集中管理以前においても、 (下湯原湯源)、 市比野温泉地区におけるように、 所有の温泉井戸に影響がでてきたので、これらの 給湯期間、 增掘 (上の湯源)、 町の工事が原因たることが明らかな場合 (旅館の内湯用九、 私人の行為に因る場合と同様に不法行 給湯受給権の譲渡など契約内容をきめ 昭和三十三年、 動力装置設置によって、 動力装置設置 温泉井戸一七) る。 未湧出の地下泉に対 昭和三十九年、 補償給湯の法形式 が原因 あること 被影 台理 これ で 個 有

影響を及ぼした事由発生前後の時点における源泉測定記録を参考とし総合的判断によって定める。 償給湯をめぐる問題として a 給湯量の決定 þ 無料給湯受給権の譲渡がある。 aについ て、 ただし記 町の契約書文例 録のない 膊 は は

がある。 甲・乙協議して定める」となっているが、個人有源泉については測定記録がきわめて不十分なので給湯量の協議がなかなか 成立しない。 となり得るのである。ところでこの補償給湯請求権をめぐって土地所有権者と借地人の双方から給湯申請のあった次の がそれは源泉所有権の譲渡と切離して処分することは認められない。すなわち、源泉所有権者のみが補償無料給湯の債権者 れを譲渡することができる。ただし、 可については消極的で、 よる湯量回復の手段をとろうとするのである。県としては、町の実施した集中管理態勢を弱体化するような個人の掘さく許 bについては、 そこで既存源泉権者は、町有源泉から無料給湯を受けることを拒否して、むしろ増掘・換掘など掘さく中 町の契約書文例は、「乙の所有する無料給湯受給の権利は、源泉所有権の譲渡をともなう時に限りこ 補質給湯の適正量の決定について技術的援助を与えることによって補償給湯契約の成立をすすめて 甲 (町)の承認を得なければならない」となっており、 町の承認を得れば譲渡できる

の温泉の経済価値が相当大きいと認めたのであろうか、 同一に考えられないとしても、このケースでは、 合が多い。ところが、温泉井戸の場合、 ることになるが、しかし、 にあり、 土地所有者Aと、借地人Bからそれぞれ無料給湯の中し出があった。この場合、既存の温泉井戸についての地盤所有権 ていた)、飲料その他雑用水として使用していたが、町の動力装置設置によってその井戸水が涸れたので、その補償として かし、 近代的所有権の全面的支配概念からすると、土地の所有権はその土地に湧出する温泉の支配権すなわち源泉権を包含す 温泉井戸が普通の家庭雑用水としてしか利用されていない場合には、 温泉湧出箇所の採収設備の所有権はBにあることは明らかであるが、その源泉権がABどちらに在るか問題であ 経済的利益の大きい温泉についての源泉権は、 経済的価値の左程大きくない雑用水を採取するのであるから、 Bがこの井戸から採取する温水を使って豆腐製造業を営んでいたので、そ 町は、 借地人Bを源泉権者としてBを補償給湯受給者と指定した。 土地の所有権とは独立の権利として取扱われる場 地盤所有権とは別に独立の源泉権を認めるこ 浴用温泉の場合とは は A

所有の土地の借地人Bが温泉井戸(温度約三○度)を掘って(事前にAの承認を得たか否か不明確だが、Aはそのことを承諾し

た

ので、

未納料金を納入する者が増えてきており、

金問

題

は解

決の見通しがついたもの

の 、

町

の事業計画からすると収支の赤字はな

お免れ

ないとのことである。

缯

ようやく解決の

方向が

でてきた。

の当面

の目的

であっ

た湯量不足の解消、

温泉利用の合理

化

使用料金の適正化については、

この\_\_\_

年の実績からみると一

ま理

あり、 とは適当でな 借地権が消滅すれ したがって、 ば温泉利用権も消滅するものであって、 借地内の温泉井戸については、 借 士.地 迊 権 の範囲 所有権とは独立に源泉権が存在し、 内における井戸掘さく、 温 水採取利 借地 人がその 闬 栫 檐 利が 利

を留保するものと解することはできない。

泉に K とで、 じたメーター 中管理後の料金は、 って、 五 という方法をとった。このように配湯料金支払の問題においても、さきに述べた個人の掘さく規制の場合と同じように、 なって、 納めずに町 す使用料金の っている。 なっているが、 Ŧī. .関する町 使用料金不払いの問 一ケ月の給湯量に応じた料金と計量器の使用料が定められており、 市比野温泉旅館組合(旅館業者と分湯を受ける医師も含めて二三人) 1 組合が集めた受給者の料金のうちから旧料金相当分を納入して、それを昨年八月以降の滞納月分に充当指定をする と対立を続けてきた。 ところが、 セントを受給施設の補助金として交付するとの条件を付して、 計上された受給者もあった。この新しい料金については、 ・器使用料金制をとったので、 の支配秩序とそれを支える住民意識の解体弱体化の実相をみることができる。 給湯事業という性質上直ちにそのような強行手段をとることもできないで八ケ月を経過した。 設備工事費の起債一二〇〇万円の償還計画をおりこんだ管理費を基礎にして算出され、 集中管理以前は一定流量の給湯であったので料金も定額制で平均三二〇〇円であった。 集中管理による温泉給湯使用 条例によると、 平均月で従来の二~三倍、 一ケ月以上料金を滞納したときは温泉の供給を停止することができること 料につい 冬場の最も使用湯量の多い月にはこれまでの五倍 ては、町の温泉管理使用条例 が反対し、 集中管理を実施した当初から 料金全額を支払うよう受給者に説得と督促を続け 毎月分を翌月十五日までに町が徴収することにな 町の料金通知書にも L か 窗 Hſ 一高すぎる」というこ 和 はその後 かかわらず、 四 四年 また使用料 ところが、 应 今年四 月 納入金額 料 П |月に 金を を越 集 温 応 ょ

開

説 ず成功したといえようが、 かその具体化ということであろう。 発計 画が進められており、またそれにより配湯料金の低廉化という問題も達成されることになろう。 集中管理の基本的目的は、 余湯の個 人家庭 への配湯、 集中管理した温泉を地域振興、 温泉利用の公共施設の誘致、 地域住民福祉にどのように結びつける 温泉付住宅地 の 崩

#### Ξ 入来町入来温 泉

まったく異なる弱食塩泉で鉄分・硫黄分を含み、そのために集中管理に際してメーター器装置ができないので、 たが太平洋戦後、 沿革 北薩 町名と同じ入来温泉の名称に変えた。 地方に お て市比野温泉とともに古くから著名な温泉地であって、 市比野温泉の隣町にあってわずか八粁しか離れていないが、 ながく副田温泉の名で親しまれ 後で述べる て

ように市比野温泉とは異なる集中管理方式を採用している。

ے

温泉は約八百年程前に発見され、

おり、 二十二年町村制実施の時副田村と浦之名村を合併して入来村が成立したので、 明確にさらされていたところを、 明治維新の藩籍奉還の時の私領返還により、この温泉の支配権と管理権も入来院家の手から離れたが、 明治十二年地租改正に際して、温泉地盤とともに入来郷副田村の村有に編入された。 温泉に関する財産権一切が入来村に引継が その帰属が 则 n

て現在の入来町有に至っている。

理していた湯源であって、 までは殿様湯の名で呼ばれ、 入来温泉の古くからの湯源として町有の柴垣湯源・打込湯源の二つがある。 村有となって村営の大衆浴場を経営してきたのもこの柴垣湯がもっとも古い。 大正の頃まではその近くに、 坊主湯と呼ばれた湯源とまた馬洗場もあり、 柴垣湯はもっとも古くからの湯源で明治 旧藩時代の領主が管 0) 頃

摩半島の住民が仕明人として入り込みこの温泉地の附近に定着する者も少なくなく、また大正の末に鉄道宮之城線が開通す 明治期までは附近の農民の農閑期における湯治客が主であったが、その他に県内の交通道路開発により南遊

わ

れ

旧藩時代からこの地方の領主入来院家が湯守を置いて直接管理していたとい

んでいる。

また戦後六軒の旅館に分湯を認めるまでは、

旅館

・簡易旅館には内湯の設置はもちろん、

掘さくも

切

泉地に 泉を訪るれもの それらの湯治客の るようになり、 おけるような観光温泉ブームに乗り後れた感がある。 は珍らし 4 のあとを絶たなかったが、 未野 賑わいを呈したものである。 ために、 阿 大衆浴場を中心に温泉宿 一次根などの漁港に上陸した船員たちが疲れを癒やすためにこの温泉に湯治に来る者が多か わが国の戦後経済成長に伴う温泉開発がなされなかったために、 戦後も、 (下宿屋)・旅館が建ち、 戦前からこの温泉に親しんだ湯治客が、 しかし、 最近ようやく、 それに並んで飲食店等の歓楽街もでき山 地域開発の一環として温泉の **告の面影を残すこの** 他の著名温 開 発がとり 入来 泉 á 业 温

## げられ、 **集中管理実施前までの町営温泉の概況**―温泉についての規範秩序と住民意識 入来温泉は、 眀 治十二年 村有

温泉街振興の方向として温泉の集中管理が取りあげられて昨年から実施されるようになった。

り、明 としてはなかなかモダンな建物であったので、 は村有財産として温泉の経営に力を入れてきた。 っている。 て以来、その源泉と浴場を村 治三六年副田 旧藩時代、 (現在の上等湯) 温泉一帯が大火で焼土と化した時も早速浴場の復旧をはかり、また大正五年には、 この地方の領主入来院氏が自ら管理してきており、 を総工費五千二百円で大改築しているなど(浴場の上に二階をあげ宿泊施設を設け総ガラス戸で当時 (後に町) が一貫して独占的支配を続けてきており、 その頃から上等湯の名で呼ばれるようになった) 明治二十年には当時六百円の村費を支出して柴垣湯の浴場を大改造してお 明治初年 他の の地租改正の際に村有に帰して以来、 明治以来、 温泉地に例を見ない特異な伝統をも 村 鉄道開 は 貫して村有温 通の近きを見込

大正 積極的経営を行うとともに温泉郷の発展をはかってきた。このような入来温泉の歴史の推移よりして、 た分湯契約に る。  $\mathcal{F}_{\mathbf{i}}$ 年 明治三十六年の大火の後に、 下泉を含めて村内に湧出するすべての温泉は、 入来温 においても、 泉唯一の その湯口権者は村有の源泉から分湯をうけると引きかえに永久に温泉掘さくをなさざる旨 個人有湯口権をもつ種 町有温泉の近くに部落民が掘さくした温泉もその後まもなく村有に移転しており、また、 田湯 個人の私有財産たり得ず村の財産だという住民意識: (打込湯の洩れ湯を引湯して使用していた特殊な湯口 権 村民 が形成され と村が (町民) 収 の意識 Ō

説 もと公のものであって、 .ないという慣行規範が支配していた。 個人が私有し、 または勝手に掘さくすべきものではないとの慣行秩序が古くから存在していたこと このように入来温泉地区においては、 村 (II) 白体も、 地域の住民も、 温泉はもと

論

歴史的事情がある。それは、この温泉集落が他村からの移住者を主体として形づくられていることである。 そのような慣行もまた住民意識もない。 した村有村営の温泉として確立されてきたのである。 長年にわたって管理経営を行ってきたことによって、 であろうし、それゆえに入来郷副田村の村有に帰属せしめたものと考えられるが、明治十二年名目的に村の所有となり村 すなわち温泉入会権の慣行秩序が形成されるものがほとんどすべてである。ところが、入来温泉の場合、 般に温泉の支配秩序の古典的形態は、 もっとも、 自然湧出泉を地区部落民が共同利用・管理することから、 明治の初め頃までは、 住民の旧慣と意識ははやくから解休し、 市比野温泉地区住民の慣行と意識の形成にあづかったもう一つ特殊な なお部落住民の共同支配の慣行と意識が 名実ともに部落住民 部落集団 地区部落民による 前にも述べたよ の総有的 カ あったの

うに、 てきた新来の住民にとっては、 む者が多く、現在の入来温泉街の住民構成の大部分はそのような明治以降の移住者とその子孫である。 したものが多かった。それらの新来者の中から生計のため温泉の湯治客を相手として、湯治宿、 明治の初め頃からこの地方に当時人口過密地帯であった南薩摩半島からは仕明人として出稼ぎに来て、 土着住民とちがって、 共同支配的慣行秩序の成立する素地と条件がなかったのである。 旅館、 商店、 したがって、 そのまま定着 飲食店等を営

そのことから形成された温泉の公共的性格についての住民の意識がきわめて強いことが他の温泉地にみられない特徴であ 入来温泉の場合、このように村(後に町)が九〇年にわたって温泉の支配管理・経営を一貫して行ってきたという実績と、 入来町が温泉の集中管理を実施するに当って、 市比野の場合に比べて徹底した独占的集中管理が可能であっ たのは、

集中管理前における町営温泉の管理 入来温泉は古い村有温泉の歴史をもっているが、 明治の初め の頃までは、 柴 のような歴史的事情が背景としてあったものということができる

ては、

温泉下宿に対してもまったく分湯も内湯設置も認められなかっ

た

定めて、営業は民間人の請負であった。 治客の需要に応じた。これら村営浴場の経営方法は、 また長期間にわたる計負者もあったが、 「湯に村が浴場を建ててその管理経営を行っていたようである。 その後、 その湯源を使って紅葉湯・桜湯の浴場を建てるとともに、 戦前入来温泉が賑わいを呈し浴客の多かった頃はこの村有浴場の請負入札者も多く、 戦後になり浴客が減ってきてから請負による経営が苦しくなり、 建物・施設の維持管理は村が行ない入湯料金などの基本的規準を村が 柴垣湯は湧出量も豊富であり村外の浴客も増えてきたの 打込湯、 綱代湯の二浴場には宿泊施設を附設して湯 こんどの集中管理

もので現在まで続 軒の分湯は次のような特殊な事情に基づくものであって、 経営していたH氏が工場閉鎖した際、 量した洩れ湯を補うためにK氏が新らたに掘さく工事を始めたので、それを差止めるのと引きかえに無償分湯契約を結 黙認されていたものである。 と村有の打込湯の洩れ湯を土管で引湯して利用していた湯口であって、 の分湯も行ってきた。 では町の直営に改めた。 入来温泉は、 より特別の有料分湯権を取得し今日に至っているのである。 このように泉源だけでなく大衆浴場についても、 いている。 戦前において種田湯と亀田湯の二軒に、 亀乃湯は 市比野地区 唯 それを隣村のK氏が買収り所有していたが、 その工場跡に村との特約に基づいて入来温泉地区唯一の民営公衆浴場を開設し、 一の民営公衆浴場であるが、 入来温泉地区では限られた例外措置であった。 戦後になって旅館六軒に対して分湯を行ってきた。 早くから村が独占的に支配してきたのであるが、 戦前においては、 個人湯源を認めない入来温泉の慣行秩序に 大正五年村が打込湯源泉を増掘したことに 昭和十四年当時温泉地の近くで製糸工 この二つの特殊事情による例外を除 種 18 湯 戦前 ただ少数 より減 ても L だ

湯についてもきびしい制限的態度をとってきたのは、 だけ分湯を行うようになった。 戦後になって、 旅館業者から内湯設置と分湯についての強い このように、 入来温泉にあっては、 温泉湧出量の限度が少ないことがその理由であったようであるが、こ 村営以外の民営浴場についても、 ・要望が あり、 囮 和二十三年 旅館業者等に対する分 -から旅! 館六軒 に

*— 43 -*

論 説 くにより採取温泉量の増加をはかること、 町当局におい .限りある当地区の温泉をもっとも有効に利用するには、 、ような村の温泉に対する政策が入来温泉の発展を阻止してきたことの一つの原因であるということができよう。 ても最近これまでの温泉政策を改めて、 数年前から温泉の集中管理についての検討がなされたのである。 第二に従来の旅館の他に簡易旅館(温泉下宿屋)にも給湯するようにする。 積極的に源泉開発にのり出すようになった。 温泉の集中管理を実施し、 源泉給湯施設の整備管理を完全に行う 第一に新規の源泉の掘さ

### 集中管理の実情

ことが必要であるということになり、

比野温泉の循環方式はとらなかったが、 下式の一定流量の湯量を調整し、ピーク時の補湯のため最低二時間分の温泉を貯湯するためのものである。 (0) 7 によって配湯する。 六トンの収容能力)に集湯、 者職業訓練所に送湯) の所有者は、 ずれも既存の源泉と比べて湧出量も豊富で温度も高温である。二ケ所とも民有地であったが掘さくに成功した後、 湧出口三○平方メートル程度を町が買収して地盤所有権と源泉権をともに町有としたが、この掘さく、買収に際して、 また受給者が分湯をうけるためには浴場の附帯施設として自家用保温式貯湯槽の設備が条件とされる。 昭和四十三年、 すなわち柴垣湯源から町営の二公衆浴場へ、 集湯および給湯―自然流下式 新源泉の開 温泉は私すべきでないとの態度で、すすんで町の申し出に応じ契約に協力したとのことである。 と荒平湯源 分湯装置の設置費用は受給者負担であるが、その構造の基準は町が定め、 町は集中管理の準備として新規に二ケ所の源泉(木場川内湯源と荒平湯源) これまで入来温泉地区内の公衆浴場と旅館への分湯は町有の二つの湯源によってまか これを四○メートルの高所にある分湯タンクにモーターで揚げて、 (湯温五四度) 自然流下方式で徹底した保温式配湯形態をとったことによって従来の欠陥であった 新規掘さくした木場川内湯源 の湯を、 上等湯源から民営公衆浴場 従来の上等湯源の湯と混合して新設の貯湯タンク (湯温五九度で湯量の三分の一を一昨年開設の国立身体傷害 (亀乃湯)、 旅館六、 これから受給者に分湯パイプ の掘さく湧出に成功した。 設置工事も町が一 福祉法人一へ分湯してき (保温施設をなし一三 それ 入来の場合、 なわれ は それぞれ 括施工し 自然流 土地 īlī

44

温

泉地では、

が 温 確保されており、 度の低下が著しく改善された。 このことが入来方式の特徴である。 分湯タンクからの距 離により多少の温度差があるがもっとも遠いところで四 「八度の

湯するようになったことである。このよりにすべての温泉旅館が内湯の施設をもつようになったことは、入来温泉がこれ での湯治客相手の温泉から新しい 集中管理の効果としてもっとも大きなことは、 レジャー観光時代の来訪客を受入れる温泉地へと発展の方向が期待される。 集湯した温泉を、 これまで分湯していなかった簡易旅 館 九軒 に

給者の負担を軽減するために奨励金を交付することとした。 備費用をも負担しなければならない。 新しい方法をとっている。 〇リッ して針が動かなくなるため、 ところで集中管理による受給者は、 ŀ 料金 ル の 基準料金を基にして口数に応じて規定されている。 受給者は分湯量に応じて町の温泉分湯条例に定められた使用料金を納めるのであるが、 受給装置の 市比野温泉におけるようにメーター制を採用することができず、 そこで町 引湯管の他に浴場の附帯施設として貯湯槽の設備が条件とされているのでこれらの設 ノズル 口径は は これらの施設について必要な指導と資金のあっせんを行うとともに、 一定であるが 奨励金は、 バ 入来の場合、 ルブによって湯量の口数を調整するようになって 受給者が町に納入する月額使用料の三〇パーセ 泉質が硫黄と鉄分を含んでおり計量 口数によって算出するとい 料金額 は一 句: ン 分 受

# 五 集中管理にともなう法律関係

ても入来町の集中管理実施への

積極的姿勢がらかが

われる。

5

四五.

1

セントを交付することになっており、

昭

和四十四年

度

から五ケ年間実施することになっている。

慣習 7 地域部落集団の総有的支配の旧慣が存在しているところでは、 規範があり、 地下泉源に対する支配秩序= その地区内に おいては、 個人の掘さく・ 個人は自己の所有地内においても温泉掘さくの自由の制約をうけるが、 内湯に対する規制 未湧出の 地下泉につい さく からの温泉地にお ても部落集団 いて、 の共同支配が 自然湧出泉に対する 及 ほとんど

そのような旧慣秩序が解体していくのが一般の傾向である。ところが入来温泉にあっては、

既に述べたよう

が慣行によって承認されていることがわかる。

地区においては現在においても、 Þ に、 公の所有に属するとの規範意識が存在しており、 明治の 初めから地方自治団体としての村=町が源泉を所有し浴場施設を管理してきたので、 個人の温泉掘さくと内湯設置について地域団体としての町が規制する力をもっていること 町以外に個人で温泉掘さくした例は全くみない。 未採収の地下泉について すなわち、入来温泉

者間 的価 譲渡性が 禁止されている ならない。すなわち、 対して分湯がなされるようになった。こんどの集中管理によって分湯者が増えたが分湯受給者が限定されており、 対する統制 給廃止願を出し譲受人が許可申請を出して新らたに受給権を取得するという手続がとられる。このようにして町の受給権に 質は、市比野温泉について述べたと同じく、基本的には私法上の債権と解する。 として文配管理してきた歴史的条件に基づくものというべきであろう。 用料の滞納その他温泉分湯条例に違反する行為のあったときは、 (条例一二条)。受給者の決定、受給権の成立は、このよりに町条例の公法的手続によるが、成立した分湯受給権の法的性 .の関係も条例によって規定されているので、受給者の自由意思による権利実現の余地はきわめて小さいとい .値は旅館が譲渡されるときにその営業権とともにそれにともなって譲渡されることがあり、 温泉受給者の権利 力は強力である。 入来温泉は古くから村の独占的管理支配が続いていて、 私法上の債権といっても町による公法的制約の強い性格のものである。これも、村が長年温泉を村行 (条例八条)。 受給権そのものが独立して取引の対象となることはないが、温泉受給権のもつ経済 分湯は旅館六、 温泉の分湯を受けようとする者は、 簡易旅館九、公衆浴場二だけに限られており、 町長に申請してその許可を受けて受給権を取得し、 分湯が停止され、 内湯のための分湯も認められず、 しかし、この分湯受給権は条例によってその または分湯許可を取消されることがあ 般家庭への分湯は その場合には、 戦後ようやく旅館に 譲渡 わ lltj. 切 認めら 人が受 分湯使

### 四要

約

力も 合は、 ある。 盤が 関 分湯受給権 支配が一貫して現在に至ってい 具体的 過 囮 係 田广 あっ Ļ 和 0 強くなく、 が 部 L 存 行政主体となって実施する集中管理であるので、 깯 K 権利 ある時に集中管理を実施したので、 落 か たところに、 在がこんどの 而 应 の 0 地 地 共同支配から行政主体としての村による所有 性質につい 年に温泉の集中管理 秩序は、 0) K 管理 また既存源泉者に対する補償給湯も契約によって設定するなど、 共通することは、 集中管 の 法形式 川 理 不文規範たる旧慣と住民意識によって規定されるところが大きい。 最近の過疎地域温泉の振興対策として時を同じくして温泉集中 て私権 0 0 集中管理に当っ 内容をみるとき、 は るので集中管 から 同じであっても、 を実施 カュ U ずれ なり制約されており、 引 した市比野と入来の二つの温泉地につい て多少の 理に 配湯方式にお 有の その管理体系も集中 温泉の 温泉と町営の公衆浴場につい おける町 抵抗を生ぜしめたものといえよう。 その仕 権利関係は実質的に 7の独占: Ų, ても、 経営へ移っ のことが町の集中管理 組みは条例による公法形式をとってい と独占の程度が 的性格が強い。 管理 たが、 の 河河 は私権 性に 村の独占的文配形態が時代の波とともに解 て の長 私権としての性格が強く、 弱 て、 地下泉の掘さく、 お 1, の実施をやり易くしてい の性格をもつものであるか 萱 その管理 い い 地下泉の掘さく、 てもちが 理が収りあげられたことであるが、 歴史をも 入来の場合は、 0) 実態と法律 Į, つ て 0) 分湯設置に 、ることは あることが お 'n 集中管理 町 分湯に対する規制 剫 そのような規範 る。 の温泉に対 うら、 対する 係に 酮 īlī 温 b 集中 此 泉同じで 'n 0 野 規 0 てみ 0) 体 場 連

的 形 地下資源 9 加 7 態をとるか、 体消滅 泉につい 6 カン Ó 5 規制 であ 0 方向にあるのが一 て るの 個 0 を加えるべ それぞれの地域の歴史的社会的事情によって異なるが、 権 人 利関 である 0) 私 有財 公係は、 きとの カゝ 5 産 般的 に組み入れら 発生史的には、 社会的要請がある。 地 域住民にとっ である。 しか れたもの 自然湧出泉に対する部落住民 ても Ļ ٤ この社会的要請が、 温泉が っとも有利 市 人間 町 村 な利 の労働力による生産可 0) 公有財産として編入され 用 をは その典型 温泉 一の集団的支配秩序にはじまり、 か るため の 旧 的 慣秩序解 É 方向 能 は な財産でなく、 が 体の過 私有財 たもの 集中 曾 程 あり、 産 的支配 理 K にみられる。 お 開 Į, 前 近代法 発採収 てどのような法 近 に対して公共的 代的 に 旧 体系には 本稿 限 慣 ŋ あ

- は 地方自治体による集中管理についての二つの町の実態を研究したものである。
- 拙稿・南九州の温泉権に関する研究(一)鹿大汰学論集四号
- $\Xi$ 川島・潮見・渡辺編 川島武宜・温泉の集中管理の法律問題
- 温泉権の研究六頁
- 五 9 大審判昭一三・六・二八 大審判昭七・八・一〇 川島・潮見・渡辺 前掲書一○頁

<del>중</del>

川島・潮見・渡辺

前掲書一一頁 大分地判昭三六・九・一五(下級一二巻九号二三〇九頁)

舟橋諄一・物権法三四八頁

入来村長と種田湯所有者との間で取交した契約書は次の通り

### 約

契

- 入来村ハ大正五年三月十八日ヨリ仝月二十三日迄村有温泉管守委員ヲ監督委任ニ任命シ打込湯源掘サクニ従事シ温泉ヲ湧 メタルニ他ノ村有温泉及肝付兼乗所有ノ温泉ヲ減少且ツ低温ナラシメタリ
- タリ然ルニ仝年仝月二十九日多量ノ湧出ヲ見前項打込湯ノ湧出量稍々減少スルニ至レリ故ニ入米温泉場ノ温泉量ハ一定量ナル可 前項ノ通り他ノ温泉ニ影響ヲ及シタルニ依リ入来村ハ之ヲ補ハンガ為メ仝年三月二十四日ヨリ更ニ紅葉湯ノ南側ニ キヲ想ハシメタリ 掘サクヲ始
- $\equiv$ 第一項ノ影響ニ依リ肝付兼乗ハ其ノ温泉量ヲ補ハンガ為メ仝年四月一日ヨリ自己所有ノ入来村副田寺床六千百八拾弐番地ニ掘 工事ヲ起シタルモ入来村ハ前記ノ経験ニ鑑ゞ肝付兼乗ト妥協中止ノ上左ノ契約ヲ締結シタリ

#### 約

契

- 床六千八拾参番地ノ温泉ニ入浴ニ適スル限度ニ於テ温泉ヲ永久ニ分与スルコト 肝付兼乗ハ入来村副田字寺床及寺床附近ニ永久ニ温泉ノ掘サクハ為サザルコト、 入米村、現施設(六尺三方) 肝付兼乗所有ノ寺
- $\equiv$ 契約当事者ハ入来村副田寺床及寺床附近ニ温泉ノ掘サクヲ為ス者アルトキハ極力コレヲ防遏スル責ニ任ズルモノトスル
- 入来温泉管守委員へ前記契約ヲ永久ニ有効確実ナラシムル責ニ任シ其ノ証トシテ左ニ署名捺印ス

### 大正五年四月二十六日